

藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第4号

藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章—第3章（略）	第1章—第3章（略）
第4章 料金、加入金等（第19条— <u>第30条の2</u> ）	第4章 料金、加入金等（第19条— <u>第30条</u> ）
第5章・第6章（略）	第5章・第6章（略）
附則	附則
（使用水量の認定）	（使用水量の認定）
第21条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、 <u>次に掲げる水量により行う。</u>	第21条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、 <u>次の各号のいずれかによるものとする。</u>
（1） <u>前年同期間の使用水量</u>	（1） <u>メーターの故障が前回の検針後に生じたものと認められるときは、前回検針時の使用水量相当量とする。</u>
（2） <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前の計量期間における使用水量</u>	（2） <u>前号の規定により難しい場合は、新たにメーターを取り付け、それにより推定した量とする。</u>
（3） <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前12か月間における平均使用水量</u>	（3） <u>一時的な障害物により検針し難いときは、前回検針時の使用水量と同量とみなして算定し、次回の検針の際に、その検針に係る月分として精算する。</u>
（4） <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、10日以上の使用日数に基づく日割計算水量</u>	
<u>2 前項各号の規定により認定を行うこと</u>	

が適当でないと認められるときは、その都度最善な方法により行うものとする。

- 3 使用水量の認定において、1立法メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第23条 削除

第30条 (略)

(料金等の減免)

第30条の2 条例第44条の規定による料金等の減額又は免除（以下「減免」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときにできるものとする。

(1) 条例第23条第1項に規定する善良な管理者の注意をもって給水装置が管理されていたにもかかわらず、不可抗力により漏水が発生したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

- 2 前項第1号の規定により減免を受けようとする者は、給水装置の修繕を行った後、企業長が別に定めるところにより申請しなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、第1項第1号に係る料金等の減免に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第5章 (略)

(臨時用の場合の概算料金の前納)

第23条 条例第34条第1項の規定により、臨時用の区分による使用者は、条例第19条の規定による申込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第30条 (略)

第5章 (略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。